

1. 保育所における待機児童の状況

市町名	(参考) 待機児童数		平成27年度市町計画 確保の内容が量の見込を 下回る数 (量の見込み-確保の内容)	待機児童数 H27.4.1
	H26.4.1	H26.10.1		
津市	0	98	315	0
四日市市	7	55	119	59
鈴鹿市	0	0	—	9
名張市	27	100	81 (※)	8
亀山市	5	9	71	9
明和町	1	11	0	13
度会町	0	10	12	0
その他 (上回る市町)	8	79	—	0
合計	48	362	598	98

※2号認定の保育必要量の不足分(-15)を含んでいます。

【待機児童が発生した5市町別の理由および今後の対応】

○四日市市

(理由)

平成26年度までは1か月あたりの就労時間が120時間以下の保護者の子ども(0,1歳児)を入所対象としていなかったが、新制度において保育短時間認定として新たに設定されたことや、求職活動中の保護者の子どもも対象に含めるとした要件緩和により申込が大幅増加しました。

(今後の対応)

既存施設の定員拡大、地域型保育(低年齢児の小規模保育等)の実施で対応します。

○鈴鹿市

(理由)

新制度を運用するなか、4月1日時点では求職活動中の方が待機児童となってしまいました。

(今後の対応)

順次、利用可能な保育所を紹介していきます。

待機児童数推移			
	H26.4.1	H27.4.1	増減
四日市市	7	59	52
鈴鹿市	0	9	9
名張市	27	8	△19
尾鷲市	2	0	△2
亀山市	5	9	4
伊賀市	6	0	△6
明和町	1	13	12
計	48	98	50

○名張市

(理由)

低年齢児の申込が増加し、認可保育所以外に地域型保育事業を実施しても、保育所のスペース不足および保育士不足により待機児童が発生しました。

(今後の対応)

平成27年度に既存施設を増築、増改築し対応します。次年度以降も既存施設を増築等により定員拡大を検討していきます。また、地域型保育事業での受け入れを促進するため、家庭的保育者等の研修を実施するとともに、小規模保育事業や事業所内保育事業等の新規事業者の発掘と事業実施に向けて協議を行います。

○亀山市

(理由)

0,1歳児の申込が増加したとともに、認可保育所以外に4月から実施予定であった地域型保育事業が5月からの実施となったため。

(今後の対応)

既存施設の使用を工夫することにより、低年齢児用の保育室を確保し対応します。

○明和町

(理由)

認定こども園を設立したことによる潜在ニーズの発掘、求職活動中等により申込が増加しました。また、保育士不足もあります。

(今後の対応)

平成27年度に既存施設を増築し対応します。

【その他】

津市、度会町では、計画では3号認定児童の待機が発生する可能性がありましたが、実際の申込み児童数が確保の内容を下回り、待機児童は生じませんでした。

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

○ 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)

- 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

○ 以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ① 就労

：フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)

- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動・起業準備を含む
- ⑦ 就学・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること

⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用してしている子どもがいて継続利用が必要であること

- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

別紙

保育所等利用待機児童の定義

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に当たっている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設

(4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策
(1)1号認定・2号認定

区域名	市町名	26年度実績		27年度									
		H26.5.1 幼稚園 利用 児童数	H26.9.1 保育所 利用 児童数	①量の見込み				②確保の内容				②-①	
				1号認定	2号認定	教育二一ス		特定教育・保育施設		特別を 受けない 幼稚園	認可外 保育施設	1号認定	2号認定
						教育二一ス	保育二一ス	1号認定	2号認定				
桑名 いなべ 員弁郡	桑名市	1,717	1,973	1,826	1,958	281	1,677	750	1,723	1,490	0	414	-235
	いなべ市	0	1,162	160	770	14	756	0	930	0	0	-160	160
	木曾岬町	50	83	34	90	29	61	34	90	0	0	0	0
	東員町	403	294	315	360	111	249	525	465	0	0	210	105
四日市 三返郡	四日市市 (広域委託: 鈴鹿市)	4,331	3,276	3,873	3,830	943	2,887	2,570	3,138	3,838	0	2,535	-612
	菟野町	519	562	483	671	56	615	507	764	0	0	24	93
	朝日町	239	176	262	165	29	136	262	169	0	0	0	4
	川越町	215	229	167	294	101	193	270	217	35	0	138	-77
鈴鹿 龜山	鈴鹿市 (広域委託: 四日市市)	2,459	2,871	2,163	3,036	293	2,743	660	3,143	2,610	0	1,107	27
	龜山市	714	722	505	934	191	743	615	1,005	0	0	110	71
津	津市	3,427	3,501	3,542	3,494	584	2,910	3,120	3,572	2,090	0	1,668	78
松阪 多気郡	松阪市	1,580	2,614	1,387	2,603	317	2,286	2,195	2,733	330	0	1,138	130
	多気町	0	381	36	374	0	374	0	380	0	0	-36	6
	明和町	222	321	157	391	102	289	542	435	0	0	385	44
	大台町	0	192	11	147	0	147	0	224	0	0	-11	77
伊勢志摩 度会郡	伊勢市	1,399	1,739	1,190	1,975	180	1,795	760	2,055	1,580	0	1,150	80
	鳥羽市	64	292	55	252	5	247	180	415	0	0	125	163
	志摩市	371	578	291	644	72	572	448	897	0	0	157	253
	玉城町	0	426	73	299	8	291	0	405	0	0	-73	106
	度会町	0	196	7	157	3	154	0	280	0	0	-7	123
	大紀町 (広域委託: 紀北町)	0	139	2	95	0	95	0	180	0	0	0	85
	南伊勢町	0	157	17	151	0	151	0	340	0	0	-17	189
伊賀	名張市	975	903	783	1,150	216	934	350	919	1,090	0	657	-231
	伊賀市	359	1,772	492	1,619	78	1,541	186	2,075	324	0	18	456
東紀州	尾鷲市	34	308	42	224	0	224	135	225	0	0	93	1
	熊野市 (広域委託: 御浜町)	61	243	21	229	16	213	20	285	44	0	37	56
	紀北町 (広域委託: 大紀町)	39	228	35	230	25	205	50	250	0	0	13	20
	御浜町 (広域委託: 熊野市)	0	179	15	165	2	163	21	208	0	0	12	43
	紀宝町	46	219	66	135	5	130	80	275	0	0	14	140
合計		19,224	25,736	18,010	26,442	3,661	22,781	14,280	27,797	13,431	0	9,701	1,355

※過不足(②-①) 1号認定=②確保の内容(特定教育・保育施設[1号認定]+特別を受けない幼稚園)-①量の見込み(1号認定)

2号認定=②確保の内容(特定教育・保育施設[2号認定]+認可外保育施設)-①量の見込み(2号認定[教育二一ス]+2号認定[保育二一ス])

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策
(2) 3号認定・0歳

区域名	市町名	26年度実績		27年度								②-①
		H26.9.1 保育所 入所 児童数	① 量の 見込み	②確保の 内容 (A)+(B)+(C)	特定教育・ 保育施設 (A)	地域型 保育 (B)					認可外 保育施設 (C)	
							小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育		
桑名 いなべ 員弁郡	桑名市	137	179	183	183	0	0	0	0	0	0	4
	いなべ市	37	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0
	木曾岬町	3	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0
	東員町	22	21	27	27	0	0	0	0	0	0	6
四日市 三重郡	四日市市 (広域委託: 鈴鹿市)	231	367	333	313	20	-	-	-	-	0	-24
	10			10	0	0	0	0	0	0	0	
	菟野町	29	79	85	85	0	0	0	0	0	0	6
	朝日町	9	14	15	15	0	0	0	0	0	0	1
川越町	17	32	32	32	0	0	0	0	0	0	0	
鈴鹿 亀山	鈴鹿市 (広域委託: 四日市市)	343	341	353	353	0	0	0	0	0	0	2
	-10			-10	0	0	0	0	0	0		
	亀山市	47	69	75	72	3	3	0	0	0	0	6
津	津市	448	629	525	522	3	0	0	0	3	0	-104
松阪 多気郡	松阪市	267	244	276	276	0	0	0	0	0	0	32
	多気町	10	35	45	40	5	0	5	0	0	0	10
	明和町	31	77	77	77	0	0	0	0	0	0	0
	大合町	5	8	18	18	0	0	0	0	0	0	10
伊勢志摩 度会郡	伊勢市	152	115	115	115	0	0	0	0	0	0	0
	鳥羽市	12	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0
	志摩市	48	53	57	57	0	0	0	0	0	0	4
	玉城町	18	38	45	45	0	0	0	0	0	0	7
	度会町	4	18	6	6	0	0	0	0	0	0	-12
	大紀町	6	15	15	15	0	0	0	0	0	0	0
	南伊勢町	1	4	10	10	0	0	0	0	0	0	6
伊賀	名張市	88	167	138	127	11	0	11	0	0	0	-29
	伊賀市	116	195	226	226	0	0	0	0	0	0	31
東紀州	尾鷲市	24	28	30	30	0	0	0	0	0	0	2
	熊野市	12	11	12	12	0	0	0	0	0	0	1
	紀北町	20	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0
	御浜町	4	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0
	紀宝町	6	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
合計		2,147	2,798	2,757	2,715	42	3	16	0	3	0	-41

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策
 (3) 3号認定・1歳、2歳

区域名	市町名	26年度実績		27年度								②-①
		H26.9.1 保育所 入所 児童数	① 量の 見込み	②確保の 内容 (A)+(B)+(C)	特定教育・ 保育施設 (A)	地域型 保育 (B)					認可外 保育施設 (C)	
							小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所内 保育		
桑名 いなべ 員弁郡	桑名市	803	803	879	879	0	0	0	0	0	0	76
	いなべ市	264	267	267	267	0	0	0	0	0	0	0
	木曾岬町	26	32	32	32	0	0	0	0	0	0	0
	東員町	142	71	150	150	0	0	0	0	0	0	79
四日市 三重郡	四日市市 (広域委託)	1,556	1,821	1,686	1,611	75	-	-	-	-	0	-95
	40			40	0	0	0	0	0	0		
	菰野町	221	287	297	297	0	0	0	0	0	0	10
	朝日町	75	83	95	95	0	0	0	0	0	0	12
川越町	128	131	131	131	0	0	0	0	0	0	0	
鈴鹿 亀山	鈴鹿市 (広域委託)	1,485	1,208	1,254	1,254	0	0	0	0	0	0	6
	-40			-40	0	0	0	0	0	0		
	亀山市	365	454	383	371	12	12	0	0	0	0	-71
津	津市	1,990	2,124	1,913	1,904	9	0	0	0	9	0	-211
松阪 多気郡	松阪市	1,408	1,252	1,376	1,376	0	0	0	0	0	0	124
	多気町	112	128	135	130	5	0	5	0	0	0	7
	明和町	172	169	169	169	0	0	0	0	0	0	0
	大台町	60	54	90	90	0	0	0	0	0	0	36
伊勢志摩 度会郡	伊勢市	896	880	890	890	0	0	0	0	0	0	10
	鳥羽市	124	147	160	160	0	0	0	0	0	0	13
	志摩市	368	344	411	411	0	0	0	0	0	0	67
	玉城町	127	115	130	130	0	0	0	0	0	0	15
	度会町	46	72	75	75	0	0	0	0	0	0	3
	大紀町	50	48	75	75	0	0	0	0	0	0	27
	南伊勢町	63	61	105	105	0	0	0	0	0	0	44
伊賀	名張市	442	495	458	449	9	0	9	0	0	0	-37
	伊賀市	720	788	855	855	0	0	0	0	0	0	67
東紀州	尾鷲市	127	183	185	185	0	0	0	0	0	0	2
	熊野市	103	141	143	143	0	0	0	0	0	0	2
	紀北町	112	100	120	120	0	0	0	0	0	0	20
	御浜町	55	58	82	82	0	0	0	0	0	0	24
	紀宝町	84	55	91	91	0	0	0	0	0	0	36
合計		12,124	12,371	12,637	12,527	110	12	14	0	9	0	266

平成27年度 保育士・保育所支援センター事業の概要

実施事業	件数・開催回数・日時等	事業の概要
(1) 保育士就職支援ガイダンスの実施	①保育士就職支援ガイダンス 年1回実施 日時：平成27年9月20日(日) 10:30～12:00(予定) 会場：三重県総合文化センター 文化会館2階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所就職に対する理解を深めることを目的に、保育所への就職に向けて必要となる知識の習得を支援する内容のガイダンスを開催。 ・対象：主に指定保育士養成施設の学生(保育士を目指す学生も可)
(2) 保育所就職フェアの実施	①保育所(園)就職フェア 年1回実施 日時：平成27年9月20日(日) 13:00～15:30(予定) 会場：三重県総合文化センター 文化会館2階 第1ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所への就職を希望する者からの就職相談等に応じることを目的に、求人を行う県内保育所の保育内容・特色等を紹介するとともに、採用情報等を提供する内容のフェアを開催。 ・対象：潜在保育士、指定保育士養成施設の学生等
(3) 潜在保育士復帰支援のための就労相談、就労支援の実施	② 就労相談、就労支援 1年間 ②就職相談会等 ③情報提供 年3回程度	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県福祉人材センターや公共職業安定所と連携しながら、潜在保育士を対象に就職相談、就労支援を行う。 ・三重県福祉人材センターと連携して、潜在保育士を対象とした情報(各種事業案内等)提供を行う。
(4) 保育士確保等研修の実施	①潜在保育士現場復帰支援研修 県内3箇所 1箇所あたり2日間(1日4.5時間) 実地研修2日間(現場体験希望者) ②新任保育士 就業継続支援研修 県内3箇所 1箇所あたり3日間(1日6時間) ③職場環境改善・トップマネジメント能力の向上等のための研修 県内2箇所 1箇所あたり3日間(1日6時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に実施した「三重県潜在保育士就労意向調査」において、「保育士として働きたい」と回答した潜在保育士(184人)を主な対象とした、現場復帰を支援するための研修を実施。 ・採用から概ね3年程度の新任保育士を対象とした研修を実施。 ・保育所経営者・管理者を対象とした研修を実施。
(5) 保育士・保育所支援センター運営会議等の実施	①保育士・保育所支援センター運営会議 年5回 ②研修企画会議 年4回 ③保育関係団体等との協働による保育士確保に関する検討会議 年3回	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の保育関係団体、指定保育士養成施設、行政関係者を委員とし、センターの円滑な運営に資するために会議を実施。 ・県内の保育関係団体、指定保育士養成施設、行政関係者を委員とし、研修の実施内容等を検討。 ・保育関係団体、行政関係者を委員とし、保育所等における業務改善等を推進するための会議を実施。

平成27年度保育士修学資金貸付事業の概要

1. 目的：保育士の資格の取得をめざす学生に修学資金の貸し付けることにより、保育士の人材確保および定着を図る。
2. 事業の実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10/10 補助）
3. 制度の概要
 - (1) 貸付対象者
県内の指定保育士養成施設に在学し、県内の保育所等で将来保育士として働く意思があり、経済的理由により修学が困難な者
 - (2) 貸付額 月額5万円以内
 - (3) 貸付期間 最長2年間（指定保育士養成施設に在学する期間）
 - (4) 利子 無利子（連帯保証人が必要）
 - (5) 貸付人数 10人
各指定養成施設から推薦のあったものの中から、三重県社会福祉協議会の審査により決定する。
 - (6) 返還の免除 原則として、卒業してから1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等において5年間児童の保護に従事したとき。

2. 認定こども園の設置状況

●認定こども園目標設置数

	既設	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	時期 未定	計
市町設置 予定およ び私立幼 稚園移行 希望	5	3	5	6	2	4	13	38

●平成27年度設置状況

類型	開設(予定) 時期	名称	所在 市町	設置形態					
				公・私 の別		移行・新規 の別			
				公立	私立	認定こ ども園 から	幼稚園 から	保育所 から	新規
幼保連携 型	H23.4.1	しごうこども園	伊勢市	●		●			
	H24.4.1	修道こども園	伊勢市		●	●			
	H25.4.1	暁の星こども園	伊勢市		●	●			
	H27.4.1	藤認定こども園	津市		●		●		
	H27.4.1	みよりじょうこども園	明和町	●					●
幼稚園型	H24.4.1	和順こども園	伊勢市		●	●			
保育所型	H22.4.1	認定こども園 聖マリアこども園	菰野町		●	●			
	H27.4.1	認定こども園 志原保育所	御浜町	●				●	
計				3	5	5	1	1	1



平成 27 年 5 月 8 日
内閣府子ども・子育て本部

認定こども園の数について(平成 27 年 4 月 1 日現在) ～認定こども園数、およそ倍増の 2,836 件～

○調査結果の概要

平成 27 年 4 月 1 日現在の「認定こども園」の数は全国で 2,836 件となり、前年度の 1,360 件から 1,476 件増加し、およそ倍増する結果となりました。
(各都道府県別の内訳については別紙参照)

【平成 27 年 4 月 1 日現在の認定こども園数】

認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
2,836	554	2,282	1,931	524	328	53

- ※ 認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園 639 か所、保育所 1,047 か所、認可外施設 38 か所、認定こども園として新規開園したものが 16 か所となっている。複数の施設が 1 つの施設に移行した場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。
- ※ また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが 128 か所、廃園した認定こども園が 2 か所ある。

<参考>数の推移(各年 4 月 1 日時点)

年度	認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成 23 年	762	149	613	406	225	100	31
平成 24 年	909	181	728	486	272	121	30
平成 25 年	1,099	220	879	595	316	155	33
平成 26 年	1,360	252	1,108	720	411	189	40
平成 27 年	2,836	554	2,282	1,931	524	328	53

※平成 26 年 5 月 7 日に調査結果を公表しました。認定こども園の平成 26 年 4 月 1 日時点の認定数の内容について、一部誤りがあることが判明しましたので修正しております

お問い合わせ

内閣府子ども・子育て本部

参事官(認定こども園担当) 三谷 卓也

参事官補佐 里見 昭彦

TEL 03-6257-3095

No.	都道府県	認定こども園数		公立		私立		幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型	
		H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)
1	北海道	109	(72)	28	(21)	81	(51)	61	(45)	18	(7)	25	(19)	5	(1)
2	青森県	158	(23)	2	(0)	156	(23)	119	(4)	22	(16)	17	(3)	0	(0)
3	岩手県	39	(30)	7	(7)	32	(23)	30	(22)	6	(5)	3	(3)	0	(0)
4	宮城県	21	(14)	5	(5)	16	(9)	15	(12)	5	(1)	1	(1)	0	(0)
5	秋田県	53	(37)	11	(10)	42	(27)	44	(27)	5	(6)	4	(4)	0	(0)
6	山形県	29	(21)	2	(1)	27	(20)	20	(14)	7	(6)	2	(1)	0	(0)
7	福島県	35	(35)	6	(6)	29	(29)	29	(30)	5	(4)	1	(1)	0	(0)
8	茨城県	164	(99)	12	(8)	152	(91)	94	(43)	65	(49)	5	(7)	0	(0)
9	栃木県	56	(25)	3	(3)	53	(22)	43	(19)	8	(4)	4	(2)	1	(0)
10	群馬県	68	(30)	2	(2)	66	(28)	34	(10)	27	(18)	1	(0)	6	(2)
11	埼玉県	40	(38)	0	(0)	40	(38)	32	(34)	6	(3)	1	(0)	1	(1)
12	千葉県	49	(28)	24	(13)	25	(15)	27	(23)	13	(2)	8	(2)	1	(1)
13	東京都	93	(103)	24	(23)	69	(80)	17	(16)	34	(51)	34	(26)	8	(10)
14	神奈川県	56	(43)	8	(7)	48	(36)	37	(25)	18	(16)	1	(2)	0	(0)
15	新潟県	51	(35)	6	(5)	45	(30)	39	(30)	8	(4)	4	(1)	0	(0)
16	富山県	34	(16)	3	(2)	31	(14)	26	(11)	3	(3)	5	(2)	0	(0)
17	石川県	87	(9)	32	(1)	55	(8)	47	(4)	1	(2)	39	(3)	0	(0)
18	福井県	39	(10)	10	(3)	29	(7)	39	(10)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
19	山梨県	26	(6)	1	(0)	25	(6)	15	(4)	9	(2)	2	(0)	0	(0)
20	長野県	20	(15)	1	(1)	19	(14)	17	(13)	1	(0)	2	(1)	0	(1)
21	岐阜県	29	(9)	19	(3)	10	(6)	20	(5)	5	(3)	4	(1)	0	(0)
22	静岡県	120	(23)	72	(9)	48	(14)	110	(19)	6	(1)	4	(2)	0	(1)
23	愛知県	58	(24)	8	(4)	50	(20)	38	(17)	2	(0)	16	(6)	2	(1)
24	三重県	8	(5)	3	(1)	5	(4)	5	(3)	1	(1)	2	(1)	0	(0)
25	滋賀県	45	(24)	23	(12)	22	(12)	41	(23)	0	(0)	4	(1)	0	(0)
26	京都府	13	(2)	1	(1)	12	(1)	13	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
27	大阪府	287	(51)	33	(4)	254	(47)	259	(40)	24	(6)	4	(5)	0	(0)
28	兵庫県	230	(118)	43	(20)	187	(98)	163	(38)	42	(45)	19	(31)	6	(4)
29	奈良県	27	(12)	17	(9)	10	(3)	25	(4)	1	(4)	1	(4)	0	(0)
30	和歌山県	21	(13)	10	(7)	11	(6)	12	(5)	0	(2)	9	(6)	0	(0)
31	鳥取県	29	(17)	16	(7)	13	(10)	24	(11)	0	(1)	5	(5)	0	(0)
32	島根県	12	(7)	3	(3)	9	(4)	5	(4)	0	(0)	6	(3)	1	(0)
33	岡山県	32	(17)	28	(16)	4	(1)	22	(12)	1	(1)	9	(4)	0	(0)
34	広島県	56	(39)	11	(7)	45	(32)	41	(34)	0	(0)	13	(4)	2	(1)
35	山口県	33	(11)	6	(0)	27	(11)	13	(1)	20	(10)	0	(0)	0	(0)
36	徳島県	30	(9)	26	(8)	4	(1)	13	(4)	0	(0)	17	(5)	0	(0)
37	香川県	13	(1)	8	(0)	5	(1)	10	(0)	1	(1)	1	(0)	1	(0)
38	愛媛県	32	(16)	3	(0)	29	(16)	17	(10)	4	(1)	5	(1)	6	(4)
39	高知県	27	(20)	6	(5)	21	(15)	9	(5)	11	(11)	5	(0)	2	(4)
40	福岡県	58	(40)	7	(5)	51	(35)	20	(18)	22	(11)	5	(3)	11	(8)
41	佐賀県	48	(38)	0	(0)	48	(38)	36	(18)	10	(19)	2	(1)	0	(0)
42	長崎県	85	(56)	3	(1)	82	(55)	43	(18)	33	(25)	9	(13)	0	(0)
43	熊本県	52	(6)	0	(0)	52	(6)	34	(2)	17	(3)	1	(1)	0	(0)
44	大分県	87	(33)	12	(4)	75	(29)	53	(4)	19	(22)	15	(6)	0	(1)
45	宮崎県	82	(42)	1	(1)	81	(41)	52	(2)	29	(38)	1	(2)	0	(0)
46	鹿児島県	90	(36)	8	(7)	82	(29)	64	(24)	15	(6)	11	(6)	0	(0)
47	沖縄県	5	(2)	0	(0)	5	(2)	4	(1)	0	(1)	1	(0)	0	(0)
	合計	2,836	(1,360)	554	(252)	2,282	(1,108)	1,931	(720)	524	(411)	328	(189)	53	(40)

3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童数の状況

平成27年5月1日現在、放課後児童クラブを利用できない待機児童が、8市町で110人発生しました。詳細は下表のとおりです。

市町名	平成27年度市町計画 (量の見込み—確保方策)	H27.5.1 待機児童数	H27.5.1 待機児童が発生 したクラブ数
伊勢市	0	17	3
桑名市	28	1	1
鈴鹿市	0	24	7
名張市	11	0	0
尾鷲市	10	0	0
いなべ市	51	14	3
伊賀市	62	22	6
木曾岬町	0	5	1
川越町	14	0	0
明和町	0	4	2
玉城町	32	0	0
紀北町	20	0	0
紀宝町	54	23	1
合計	282	110	24

○市町計画上は待機児童が発生しない予定であったのに、発生してしまった理由と今後の対応は次のとおりです。

- ・伊勢市
(理由) 利用希望児童の増加により、子育て世帯が多い地域で定員に達したため。
(対応) クラブ室の整備を含め検討していく。
- ・鈴鹿市
(理由) 利用希望児童の増加により、子育て世帯が多い地域で定員に達したため。
おおむね1.65㎡以上を確保するように定員の改正を図ったため。
(対応) クラブ室の整備を含め検討していく。
- ・木曾岬町
(理由) 利用希望者の増加によりクラブの定員に達したため。
(対応) クラブ室の改修を含め、受け入れられるよう検討していく。
- ・明和町
(理由) 町全体としては預かり可能だが、2つの小学校区においては定数を超える状況や職員の確保が難しい状況となったため。
(対応) 小学校区を超えての受け入れの検討と職員の確保に努めていく。

【その他】

名張市、尾鷲市、川越町、玉城町、紀北町では、計画上待機児童が発生する可能性がありましたが、利用希望児童数が見込より少なかったため、待機児童が発生しなかった。

(2) 病児・病後児保育の実施状況（平成 26 年度実績）

○病児保育事業

・病児対応型

設置市町名	延べ利用児童数 人	利用定員 人	広域利用対象市町
津市	833	6	
四日市市	1,311	6	
伊勢市	821	4	明和町、玉城町、度会町、 大紀町、南伊勢町
松阪市	215	4	多気町、明和町、大台町
桑名市	808	8	
鈴鹿市	856	6	
志摩市	359	4	鳥羽市
名張市	122	3	
合計 8市	5,325		実施市町数 16市町（広域利用含む）

・病後児対応型

設置市町名	延べ利用児童数 人	利用定員 人	広域利用対象市町
伊賀市	214	3	
菰野町	13	3	
合計 2市町	227		実施市町数 2市町

※設置機関：菰野町は認定こども園、その他は医療機関

○ファミリー・サポート・センター事業

・病児・緊急対応強化事業

実施市町名	病児・病後児の預かり 件	宿泊を伴う預かり 件	早朝・夜間等の緊急時の預かり 件	左記に伴う送迎 件	計 件	合同実施市町
津市	0	3	82	77	162	
四日市市	1	0	26	12	39	
伊勢市	9	0	0	0	9	
松阪市	0	0	4	0	4	
桑名市	4	0	20	53	77	
名張市	10	18	9	19	56	
亀山市	0	0	15	0	15	
熊野市	0	0	7	1	8	
伊賀市	1	0	3	0	4	
朝日町	0	0	3	0	3	木曾岬町
玉城町	2	0	19	21	42	大紀町、大台町 南伊勢町、度会町
合計 11市町	27	21	188	183		実施市町数 16市町(合同実施含む)